

多摩地域福祉有償運送運営協議会
(令和6年度 第1回)

会 議 録

| | | |
|----------|--|--|
| 会議名 | 令和6年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会 | |
| 日時 | 令和6年7月29日(火) 午後2時～午後4時30分 | |
| 場所 | (新型コロナウイルス感染防止のため、オンラインにて実施) | |
| 確認者 | 委員 | 田淵、谷口、中村、金井、後藤、島津、町田、高橋、堀田、山口(佐藤委員の代理出席)、山田、野村、前野(山田委員の代理出席) |
| | 事務局 | 稲城市(羽村市・あきる野市は委員に同席) |
| 欠席委員 | 尾崎 | |
| 次第 | <p>1 開会</p> <p>2 運輸支局ご担当者様から、自家用有償旅客運送の制度改正についてのご説明</p> <p>3 新任委員紹介及び挨拶</p> <p>4 議題</p> <p>(1) 会長の互選及び副会長の指名について</p> <p>(2) 運営協議会に協議申請された事項の審査について</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 登録団体のヒヤリハット等事例について</p> <p>(2) その他</p> | |
| 公開・非公開の別 | 公開 | |
| 傍聴人の数 | 0名 | |
| 資料 | <p>【事前送付資料】</p> <p>(1) 次第</p> <p>(2) 自家用有償旅客運送の制度改正について</p> <p>(3) 令和6年度第1回運営協議会協議予定団体一覧</p> <p>(4) 更新・変更登録申請団体要件確認表(3団体・3件分)</p> <p>(5) 変更申請団体申請書類(1団体・1件分)</p> <p>(6) 【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿</p> <p>(7) 【資料2】79条登録団体等一覧表</p> <p>(8) 【資料3】需給状況等一覧(4市分)</p> <p>(9) 【資料4】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表</p> <p>(10) 多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱</p> | |

令和6年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会

令和6年7月29日

(開 会)

【事務局】 皆さん、こんにちは。

委員の皆様はビデオのほうを開始にさせていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、定刻になりましたので、ただいまより令和6年度第1回多摩地域福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

今年度、運営協議会事務局を務めますのは稲城市でございます。私は稲城市生活福祉課長でございます。よろしくお願いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しいところを御出席いただき、誠にありがとうございます。会議の進行については、事前に配付しております次第に沿い進行をいたしますので、よろしくお願いたします。

早速ですが、資料の確認、会議運営上の確認事項について事務局より説明させていただきます。

【事務局】 委員の皆様へ先にお送りいたしました資料は、(1)次第、(2)自家用有償旅客運送の制度改正について、(3)令和6年度第1回運営協議会協議予定団体一覧、(4)更新・変更登録申請団体要件確認表(3団体・3件分)、(5)変更申請団体申請書類(1団体・1件分)、(6)【資料1】多摩地域福祉有償運送運営協議会委員名簿、(7)【資料2】79条登録団体等一覧表、(8)【資料3】需給状況等一覧(4市分)、(9)【資料4】登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表、(10)多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、(11)運営協議会におけるWEB会議の各種留意事項について、以上でございます。

なお、4から6については、非公開の資料となっております。

続きまして、会議を開催するにあたり、運営上の留意事項について御説明いたします。

本会議は、設置要綱第11条の規定により、運営協議会は原則公開となっております。公開用の会議録を作成いたしますので、発言を録音いたします。発言される方は、恐れ入りますが、氏名を述べていただいておりますようお願いいたします。

また、通常時にはマイクをミュートにさせていただきようお願いたします。御発言される際にはマイクをオンにいただき、御発言が終わりましたら再びマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。個人の氏名は表示いたしません。

傍聴の方にも連絡いたします。

協議の妨げになると会長が判断した場合は、非公開とすることができる規定になっておりますので、今回は強制退室とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、次第の2番、運輸支局御担当者様から、自家用有償旅客運送の制度改正についての御説明でございます。

国土交通省関東運輸局東京運輸支局御担当者様、お願いいたします。

【東京運輸支局】 東京運輸支局の輸送担当と申します。

聞こえておりますでしょうか。

【事務局】 よろしくお願ひします。

【東京運輸支局】 東京支局輸送担当と申します。聞こえておりますでしょうか。

【事務局】 聞こえています。

【東京運輸支局】 ありがとうございます。

【事務局】 お願いいたします。

【東京運輸支局】 日頃より国土交通行政に御理解・御協力いただきましてありがとうございます。私のほうから、最近の制度改正について少しお時間をいただいております。

前回の多摩地域福祉有償運送運営協議会は、令和6年の1月に開催されておりますので、お話しする内容の中には、既に一度聞いていてお分かりの話もあるとは思いますが、おさらいの意味も込めて御説明をいたします。

まず、1ページを御覧ください。

こちらは、まず令和5年8月に改正のありました運転者証の車内掲示削除についてです。この改正趣旨としては、昨今、苦情関係やSNSなどにより運転者のプライバシーというものが外部に漏れやすくなっております。悪質な嫌がらせなど、いわゆるカスハラというものから運転者を守るという趣旨で見直されたものとなっております。

続いて、2ページを御覧ください。

続きまして、令和5年10月に改正のありました運営協議会と地域公共交通会議の統合についてです。

こちらは、みなし規定により、今回の改正においては必ずしも実質的な統合を要するものではなく、既存の運営協議会をそのまま存続させることも可能となっております。

改正の趣旨としましては、2つの会議体を一本化することで、より協議がしやすくなるようにというのが狙いでしたが、基本的に自治体さんの中でも運営協議会は福祉系の部署が、地域公共交通会議は交通系または都市計画などの部署が担当されておりますので、統合すると主担当となった部署の御負担もかなり多いだろうということで、このタイミングでの統合された自治体さんというのは、ほぼ聞いたことがありません。

続いて、3ページを御覧ください。

続きまして、令和5年11月に改正のありました事業者協力型の自家用有償運送における連携の拡大及び更新登録申請における手続の簡素化についてです。

事業者協力型については、新たに旅客の運送の手配に関わるサービスの提供が追加されました。

また、更新登録申請における手続簡素化については、新規登録時と内容に変更がない場合における書類確認作業の削減といった観点から、大部分の添付書類が省略されております。そのため、今後添付が必要となる書類としましては、様式2の2号の更新登録の申請書、様式3号の役員欠格事由確認の宣誓書、協議が調った旨の証明書、運賃料金表、最後に登録証の原本のみとなります。

ただし、こちらについては、あくまで支局に申請される際の添付書類のお話ですので、各自治体さんで運営している協議会においては、各委員さんへの説明の都合上、これまでどおり全ての申請書類を作成いただいているところが多いと思います。

4ページを御覧ください。

続きまして、令和5年12月に改正のありました更新登録申請時の協議方法簡素化と、交通空白地に該当する目安の提示についてです。

更新登録における協議方法の簡素化については、一定期間異議がない場合に協議が調ったものとみなす意見公募形式にて行うことができるようになりました。

また、交通空白地の目安については、今まではっきりとした概念がありませんでしたが、半径1キロ以内にバス停や鉄道の駅がないところであって、タクシーが30分以内に配車されない地域、またバス、タクシー、鉄道事業者の営業時間外と新たに示されました。

ただ、こちらの目安に該当していないから必ず交通空白地ではないのかと言われるとそういうわけでもなく、結論、これまでどおり地域公共交通会議などにて慎重にその御判断をしていただく必要があります。

なお、参考までになります、東京都ですと、町田市、小笠原村、神津島村、以上3か所で登録を受け、交通空白地有償運送が行われております。

5ページを御覧ください。

続きまして、同じく令和5年12月に改正のありました利用者から収受する対価の取扱いについてです。

これまで収受する対価はタクシーの2分の1程度の範囲内と決められておりましたが、令和4年、令和5年と関東内でもほとんどの地域でタクシーの運賃改定が行われたところであり、基準となっているタクシー運賃が引き上げられたことから、対価の設定目安についても約8割まで引き上げが可能となっております。これまでもそうでしたが、あくまで目安であるため、協議次第では8割を超える単価設定も可能となっております。

なお、6ページは御参考までになります、関東運輸局において公示している対価の目安ですので、こちらは後で御覧いただければと思います。

7ページを最後に御覧ください。

7ページは、令和6年度、一番最近ありました制度改正についてです。

改正された時期はいずれも4月26日付であり、まず左上、ダイナミックプライシング、

いわゆる変動制運賃の導入についてです。

5割増しを上限、5割減を下限として、柔軟な対価の設定をすることが可能となりましたが、こちらは既存の緑ナンバーのタクシー及びハイヤーにおいても東京で行われている事例は確認できないところですので、もし仮に行いたいという要望がありましたら、その際は別途御相談ください。

次に、地域公共交通会議における運営手法の見直しについてです。

自家用有償運送においては、ほとんど例がないのではないかと思います。何回か協議を重ねているにもかかわらず結論が出ず、導入に至っていない場合、別途、首長の責任により判断できることとなりました。

ただ、あくまでこちらはできる規定ですので、基本的にはこれまでどおり各委員さんから御意見をよく聞いていただいて、丁寧な議論を進めていただければと思います。

次に、こちらは今までもあった話ではありますが、事業者協力型を採用している自家用有償運送について、タクシー事業者と市町村、NPO法人などとの共同運営が可能であることが通達上明記されました。

最後に、こちらは今までもあった話ではありますが、運送区域の設定についてです。

業界では片足主義とも呼ばれておりますが、発地または着地のいずれかが運送区域内にあればよいということが通達上明記されております。

制度改正につきましては、今後も何か動き等あれば、自治体さんを通して随時支局より情報提供いたしますので、よろしく願いいたします。

駆け足となりましたが、私からの説明は以上となります。

【事務局】 ありがとうございました。

この件につきまして、委員の皆様から質問等ございますか。

質問のある方は、挙手ボタンを押してください。

(挙手する者あり)

委員さん、お願いします、

【委員】 委員でございます。ありがとうございました。

7ページのダイナミックプライシングの導入の中で、実費の総額の範囲内でなければならないという、このここでいうところの実費って何を指すのか、御教示いただければと思います。

【東京運輸支局】 ありがとうございます。

実費というのが、基本的には燃料代、高速道路代、駐車代ですとか、基本的には定額で収受する固定料金を指します。

【事務局】 ありがとうございます。

ほかに御質問。

【委員】 すみません。今のお答えだと、先ほどの説明でもタクシーさんの8割、協議によってはそれを超えてもよいという対価とは、全く別の考え方で実費として価格設定をさ

れていると思います。今おっしゃった実費というのは、登録を要しない運送に関する実費の考え方と同じことをおっしゃっておられます。何か矛盾しているように思います。今日もしお答えが難しいようでしたら、確認いただいて別途ご教示いただけないでしょうか。

【東京運輸支局】 分かりました。確認をして、自治体さんを通して御回答させていただきます。失礼しました。

【委員】 ありがとうございます。

【事務局】 ほかにございますでしょうか。

(挙手する者なし)

ほかに質疑がなければ、次に進みます。

御担当者様、ありがとうございます。

【東京運輸支局】 ありがとうございます。

【事務局】 それでは、次第の3番、委員紹介及び御挨拶についてに進みたいと思います。資料1に委員名簿のほうがございますので、御覧いただければと思います。

去年度から本年度にかけて、お二人の委員の交代がございましたので、御紹介いたします。

まず、関東運輸局東京運輸支局主席運輸企画専門官が交代になりました。本日は代理の御担当者様に御出席いただきまして、先ほど制度改正のお話をいただいたところでございます。

次に、市町村代表選出の委員に交代があり、昨年度代表市の多摩市さんから、翌々年度市町村代表市として選出されておりますあきる野市健康福祉部長が委員になられております。

委員、一言を御挨拶いただけますでしょうか。

あきる野市の委員、お願いしたいんですが。ビデオとミュートのほうをオンにしていますでしょうか。

【委員代理】 あきる野市と申します。よろしく申し上げます。

聞こえていますでしょうか。

【事務局】 聞こえています。

【委員代理】 ちょっと本日、部長が欠席させていただきますので、すみません、よろしく願いをいたします。

【事務局】 分かりました。代理で御出席ということで、ありがとうございます。

ここで、事務局より会議の成立について御報告いたします。

本日の出席委員は13名であり、設置要綱第7条第1項に定める定足数を満たしております。

それでは、次第の4番、議題の(1)会長の互選及び副会長の指名について御説明いたします。

平成25年度より会長を務めていらっしゃいます現会長の委員より、会長職退任の申出が

ございました。会長につきましては、設置要綱第6条の2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとなっております。

また、4項の規定により、副会長は会長の指名した者を充てることとなっております。

まず、会長の互選を行います。

会長の互選につきまして、委員の皆様から御意見ございますでしょうか。

【委員】 羽村市です。発言してよろしいでしょうか。

【事務局】 よろしくお祈いします。

【委員】 委員を会長に推薦したいと思ひます。お祈いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

委員を会長に推薦するとの声がありました、委員の皆様いかがでしょうか。

特に異議ないでしょうか。

(挙手する者なし)

ありがとうございます。

それでは、会長を退任される委員、新しく会長となられる委員、順番に御挨拶いただけますでしょうか。

まず、委員からお祈いできればと思ひます。

【委員】 私の声は聞こえていますでしょうか。

【事務局】 聞こえています。お祈いします。

【委員】 会長職が何年になったか、ちょっと私記憶してないんですが、大分長い間会長職を担っていたんじゃないかというふうにお祈いしております。いろいろありましたけれど、これから非常に、先ほど自家用有償旅客運送について国土交通省から説明がありましたけれど、福祉有償運送においても、これから周辺環境は非常にダイナミックに厳しいものがあると思ひれます。そこで今後、神奈川県庁において神奈川県の福祉有償運送運営協議会の設立に尽力された神奈川県立保健福祉大学の副学長が担っていただけるということで、私は安心しております。よろしくお祈いいたします。

【事務局】 新会長、御挨拶をお祈いできればと思ひます。

【会長】 ありがとうございます。

委員、本当に御苦勞さまでした。ありがとうございます。

御紹介いただきましたように神奈川県庁に長く勤めまして、現在、神奈川県立保健福祉大学で副学長をやらせていただいております。よろしくお祈いいたします。

それでは、早速議事を進行させていただければと思ひます。

設置要綱第6条第4項の副会長の指名でございます。

会長が指名するというごことでございますので、私から稲城市の委員を副会長に指名いたします。よろしいでしょうか。

(了の意思表示あり)

ありがとうございます。

異議なしということで、委員にお願いしたいと思いますが、一言御挨拶をお願いいたします。

【委員】 稲城市の福祉部長でございます。

ただいま御指名いただきました副会長として、円滑な議事進行のため会長を補佐してまいりますと存じます。どうぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、式次第に従いまして次の次第の4番、議題(2)運営協議会に協議申請された事項の審査についての説明についてでございます。

初めに、今回の協議方法について事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 今回は、更新・変更登録申請が3団体3件、変更協議申請が1団体1件でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、内容確認等につきまして、協議予定団体一覧に記載のございますNo. 1からNo. 4まで順番に説明いたします。

更新・変更登録団体につきましては、更新登録申請団体要件確認表に基づき説明をし、変更協議申請団体については、自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書等書類一式に基づき説明をいたします。

また、各市の需給状況については、円滑な会議運営を図る観点から、事務局から一括して説明をいたしますので御容赦ください。

最後に、全ての協議団体に共通する事項について周知いたします。

東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の整備、運行記録簿や点検簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体が管理しております。重大な事故の発生は各団体ともございません。法令の遵守につきましては、各団体より宣誓書の提出を受け、所管の自治体及び事務局において確認をしております。

各自治体において、運営記録簿等の書類を確認しております。あわせて、使用車両につきましても確認し、適正に管理、運営がなされている状況であることを確認しております。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認をしております。こちらの確認の中で、No. 2の医療法人大日会について、定款の中の目的や事業内容等に移送サービスについての記載がございませんでした。以上です。

【会長】 事務局から説明がありました内容について、御質問ありませんでしょうか。

また、No. 2の医療法人大日会さんについて、定款に記載がなかったということについての取扱い、いかがいたしますか。御意見のある方はお願いいたします。

(挙手する者なし)

特に御意見ないですかね。

【委員】 すみません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 定款に記載がなければ、理事会でたしか定款追加できると思いますので、協議成立条件として定款記載を求めるといふことでよろしいんじゃないでしょうか。協議成立を条件として後日理事会において、当該法人の理事会において定款の追加記載を求めるといふことでいかがでしょうか。

【会長】 そうですね。

委員からも出ているかと思ひます。どうぞ。

【委員】 今の委員と同じ意見なんで、省略いたします。

【会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、今日は審議はしますけれども、理事会での定款変更ができるという、やったといふことを提出条件として協議が調ったといふことにさせていただきたいと思ひます。御意見ありがとうございます。

続きまして、それでは審議に入ります。

それでは、No. 1 からNo. 4 の審査概要につきまして、一通り事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、内容確認等につきまして、配付しております更新登録申請団体要件確認表に基づき説明をいたします。

なお、審議用資料といたしまして、利用対価票、地域のタクシー運賃料金比較表、車両一覧表、運転者要件一覧表、運行管理の体制等を記載した書類、身体状況等対応ごとの会員数、自動車保険内容一覧表等を事前に配付しておりますので、審議の際に御活用ください。

それでは、No. 1、東久留米市のNPO法人ゆうから説明をいたします。

こちらは更新・変更登録団体になります。

要件確認表を御覧ください。

旅客から収受する対価、運転者、運送対象、損害賠償措置に変更がございます。今回、変更協議する内容は、旅客から収受する対価でございます。

続いて、No. 2、昭島市の医療法人社団大日会太陽こども病院です。

こちらは更新・変更登録団体になります。

要件確認表を御覧ください。

旅客から収受する対価、運転者、運送対象に変更がございます。今回、変更協議する内容は、旅客から収受する対価でございます。

続いて、No. 3、八王子市の八王子保健生活協同組合です。

こちらは更新・変更登録団体になります。

要件確認表を御覧ください。

旅客から収受する対価、使用車両、運転者、輸送の安全及び旅客の利便の確保、運送対象、損害賠償措置に変更がございます。今回、変更協議する内容は、旅客から収受する対価でございます。

なお、運送対象要件のハ・ヘ・トに該当する方はいませんが、協議を行いたい旨申出がございました。

続いて、No. 4、八王子市のNPO法人地域住民の安全生活応援団です。

こちらは変更協議の対象団体になります。

自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書を御覧ください。

変更内容としては、運送の対価の変更であり、運送の対価以外の対価については変更ございません。

こちらに添付している資料として、併せて利用対価新旧対照表を御参照ください。

続いて、対象地域の需給状況について説明いたします。

資料は、資料3の1から3の4を御参照願います。

本資料は、協議団体が属する対象地域の人口、運送事業の各事業ごとの保有台数等状況、介護保険・障害認定者の人数をまとめたものとなります。各数値については資料に記載のとおりですので、審議の際に御活用ください。

以上で事務局からの説明を終わります。

【会長】 それでは、4団体の審査を一括して行います。

更新に係る前回更新時からの変更点及び各市の需給状況等補足に係る説明については、事務局から説明のあったとおりでございます。

それでは、これより審議に移りたいと思います。

事前に各委員から質問をいただいた事項につきまして、団体ごとに事務局から質問を説明してください。質疑に対する回答の説明は、該当の市もしくは該当団体の方からお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

【事務局】 それでは、事務局より事前質問のあった事項について説明いたします。

なお、会議の円滑な進行のため、事前にいただいた質問及びその回答については、画面にて共有させていただきます。

No. 1、NPO法人ゆうに対しての質問は、委員からの4点です。

内容及び回答は画面共有のとおりです。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

それぞれについてやるんですね。じゃあ、ゆうさんについて。

ありがとうございます。

その他、このNo. 1のゆうさんについての、委員の皆様より、この場での御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

委員、質問をいただいておりますけれども、回答についていかがでございますか。

【委員】 今ちょうどパソコンの画面で回答を見ているという状況で、この回答が出ているのであれば事前にいただければありがたいんですけどね。この一覧表を見せられてすぐと言われても、これすごいパソコンで見ると字がちっちゃいし。そうですね。それに対しては、運営のやり方として不満があります。

【会長】 次回以降、改善を図るように事務局で検討をお願いいたします。

【委員】 ですから、今このちっちゃい字を読んでいる最中なんですよ。

【会長】 すみません。もう少し大きくしてあげられませんか、字を。

【委員】 回答のところだけで結構なんで。

回答のところ、そうすると、5年リースで、10年、または過走行の車両はないと、半年ごとのディーラーの点検をやっていると。

ということは、そうですね、これでやっていて、次がアルコール検知器、車両台数がチェック該当に……。

あと、4番のところをちょっと見せてください。

分かりました、一応この内容で大丈夫だと思います。

やっぱり最近このアルコールチェックのほうが義務化されているんで、やはりいつからというのは入っているんで回答になっていると思いますので。

1番のゆうさんに関しては、これで大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

大丈夫ですか。

(挙手する者なし)

挙手ないようでございますので、続いて、No. 2について事務局から事前質問の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より事前質問のあった事項について説明いたします。

No. 2、医療法人社団大日会太陽こども病院に対しての質問は5点で、委員から4点、委員から1点です。

内容及び回答は画面共有のとおりです。お願いいたします。

【委員】 一番下のところをお願いできますか。

私のところは大丈夫なんで、委員、よろしくお願いします。

【会長】 委員、お願いします。

【委員】 私の声は大丈夫でしょうか。

御回答の中に、新規登録の際、運行管理責任者について重複の御指摘があり、体制見直しを図りましたので御理解いただきますようお願いいたしますと言われました。この体制の見直してどのような見直しを行ったのでしょうか。

たしかここは病院だと思っていたんですけど、人員が全くいないってよく分からないんですが、今日現場の方が来ていらっしゃるんでしたら、当事者団体の方が来ていただいているんでしたら、ちょっとお聞きしたいと思っております。もちろん行政の方でも結構ですが、いかがでしょうか。

【会長】 いかがですか。答えられましたらお願いします。

【昭島市】 昭島市です。声のほうは聞こえていますでしょうか。

【会長】 はい、聞こえます。

【昭島市】 本日、大日会のほうから担当の方がいらしているので、そちらのほうから回答したいと思います。よろしくお願いします。

【会長】 お願いします。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 太陽こども病院事務担当と申します。

新規登録の際に運行管理責任者と整備の責任者等が重複していたので、ここは人員を分けるようにという御指摘をいただいたので、そちらに対しては見直しをさせていただくことができましたが、どうしても今、事務を担当しておりますのが4名しかおりませんので、どうしても人員をそちらに割くというのが正直難しい状況であります。以上です。

【委員】 そうすると、私の質問の苦情処理責任者と運行管理責任者のほうについては、一応別々に立てていると理解してよろしいんですね。

これは、これまでの運営協議会でも必ずここは御指摘のあったところなんですよね。それぞれの当事者団体で御努力して別々にしているんですけど、今非常にリスクマネジメントは重要ですので、特に福祉有償運送は安全性に関わる場所なので、ちょっとした疑問や苦情が事故につながったこともありますので、そこはちょっと私、今の御説明でも別々で立てていらっしゃるんだったら問題ないんですけど、いかがなんでしょうか。よく分からなかったんですけど。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 苦情の処理担当者と運行管理責任者は同一人物が兼務しております。整備の責任者と運行管理に関しては分けております。

【委員】 そうすると、苦情処理責任者は独立していないんですね。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【委員】 ということは、これはどう理解したらよろしいのでしょうか。今これだけ、何も福祉有償運送だけでなく、当然病院のほうも医療のほうも全てそうなんですけど、リスクマネジメントが叫ばれているんですけどね、どう理解したらよろしいのでしょうか。

ほかの委員の先生方も、御意見いただければいいと思うんですけどね。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 病院としての苦情の窓口というの、事務長をしております今担当している者が行っている、病院全体の苦情の窓口も福祉有償の苦情の窓口も同一の方が兼務しているという状況です。

それに加えて運行管理責任を行えるような人物も、ちょっと事務長しか対象者がおりませんので、そちらも兼務していただいているという状況です。

【委員】 すみません、今来ている団体職員の方が事務長なんですか。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 私は福祉有償運送を担当している者です。事務的な処理を行っている者です。

【委員】 別の方が今運行管理責任者ですよ。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【会長】 その方が苦情処理責任者になっているわけですね。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【委員】 今おっしゃった事務長という方は、どなたなんですか。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 同じ職員です。

【委員】 その方が運行管理責任者であり、苦情処理責任者なんですね。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【委員】 4人事務職員がいらっしゃるというお話でしたけど。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

私と事務長と、あと2名なんですけど、そちらは主に経理などを取り扱っている者なので、ちよつとこちらは福祉有償運送の担当には該当しないと思います。

【委員】 つまり、運行管理責任者が、苦情処理責任者もやっているということですよ。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【委員】 あともうお一方がいらっしゃるということですか。この方は整備管理責任者ですね。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【委員】 どうなんですか。ほかの委員の方にも聞きたいんですけど、運行管理責任者というの非常に重要なポストですよ。その方が苦情処理も兼ねるということは可能なんですかということなんですけど。

例えば整備管理責任者、どういうふうに理解したらいいんでしょうか。この場合はどう理解したらよろしいんでしょうかね。どなたか、お知恵を貸していただける方がいたらいいんですけど。

もう一人の方はどなたなんですか。何をされているんですか。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 その職員は看護部長をしております、レスパイト入院の窓口をしている者です。

【委員】 運行管理責任者は代行者になっていますよね。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【会長】 この方は、苦情処理責任者には難しいんですか。看護部長であれば非常に重要なポストですけど。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 では、代行者と苦情処理責任者を兼務するということによろしいんでしょうか。

【委員】 そうですね。

もしよろしかったら、委員、教えてほしいんですけど、運行管理責任者が苦情処理責任者を兼務するということ、これは通常の運行形態でいかがなんですか。

【委員】 うちの場合ですと、部長が上にいて、運行管理者が、オペレーターがまずそういう苦情を最初に受け付けるという形になっていまして、ラインとして報告して、最終的には営業部長のほうからそのお客様のほうに連絡するという形になっていましてね。

ですから、多分、今そここのところのいろいろな兼務、兼務、兼務でやっているんですけ

れども、実際多分やりくりしながらやっているんで、多分事務長とかいない時間とか。ですから、多分これは支局に聞けば分かると思うんですけど、その場には携帯か何かできちんと連絡が取れるようにしてくださいというような、たしか運行管理の方法もあるんですね。

ですから、タクシーじゃないのでそこまで厳密にする必要はないのかなという気はするんですけども、ただ一応看護部長さんが苦情担当になって、運行管理は事務長さんがなるという形で、取りあえず2人に分かれていて、事務長がいないときに、そのとき補助者としてお手伝いするというのであれば、そういう臨時のときというのは必ずございますので、ですからそういう意味では、まだそちらのほうが今の状態よりはいいかなとは思いますが。

【委員】 私は、今、委員の御指摘のあったとおりで整理していただければと思います。いかがでしょうか。

【会長】 今の御意見で、運行管理の責任者はそのまま、運行管理の責任者の代行者がなっていますけれども、この代行者は代行者のままですけれども、整理すると、これ以外に苦情処理の責任者として指名しておいてほしいということですか。

【委員】 おっしゃるとおりです。

【会長】 そういうふうに修正できますか。大日会さん、いかがでしょうか。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 太陽こども病院ですが、そのような形で修正できるように、ちょっと協議してまいりたいと思います。

【会長】 すみません。これは大事なことなので、本日の協議成立の条件としていただけますでしょうか。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 検討して、その結果をお伝えする形で大丈夫でしょうか。今ここですぐに即答はちょっとできないので。

【会長】 代表者、理事長さんにもお諮りしないと答えというのは出せないんだとは思いますがけれども。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【会長】 要は、そういうふうに変えていただくことを条件に認めますよということになりましたと理事長さんに言っていただけると、だから違う答えだと、別のアイデアを出してもらうのはあるかもしれませんが、要は今日の協議が無駄になってしまうのを避けたいと思います。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【会長】 さっきも定款変えてくださいねというのも条件になっていたし、もう一つは苦情処理の体制も、無理のない範囲ですけれども、今変えてくださいねというお願いをしましたというところで、それが条件になるということでございます。

よろしいでしょうか。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 はい。

【会長】 ほかに委員の皆さんから御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

【委員】 委員です。念のため確認です。よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今の委員長の御発言は、無理のない範囲でというという言葉がつかまりましたね。

【会長】 ごめんなさい。無理のない範囲でというのは違います。本当に変えてくれないと提出条件になるんですよということです。

【委員】 そこまで組織の中に介入をできるんですか、我々は。

委員がおっしゃることは非常によく分かるんですけども、形式的には。ただ、組織の内部の事柄に関して、どこまで我々は介入できるんですか。ごめんなさい、ちょっと心配になりました。

【委員】 すみません。これまでの運営協議会では、道路運送法における安全性の観点から、運営協議会ではこういったところまで、少なくとも運行管理責任者と苦情処理責任者は別々にしてくれということはずっと提起されていて、それが協議成立の条件となっていました。ただ、細かいことをいうなら、運輸支局の御判断を伺えればというふうに思います。

委員の御質問に対して、運輸支局の御判断はいかがでしょうか。

【東京運輸支局】 東京運輸支局です。

特段、基準上でも必ずしも運行管理責任者、整備管理責任者が苦情処理責任者と分けなければいけないとはなっていないので、重複していてもその点では問題ないとは思いますが、委員もおっしゃっていただいたとおり、重複することで点呼点検時ですとか、連絡体制上すぐ苦情処理の対応がちょっとできなかつたりですとか、そういう御懸念があるのかなど。そういう意味では、もちろん分けていただいたほうがいいとは思いますが、その辺りの判断については、基本的に運営協議会に御一任させていただいているところもありますし、特段この部分、体制の見直しを図らないと更新協議が進まないわけでもないのですが、その辺りは特に、国的にもそこまではちょっと介入が難しいのかなとは思いますがね。

【委員】 ごめんなさい。苦情処理というのは、1つの組織に上がってきた苦情処理は、一応公になるのですか。委員、苦情処理の処理の仕方を教えてください。

【委員】 苦情処理って、これまでの運営協議会の議論では、後ほどヒヤリハットの事例、一覧がありますよね。そういったちょっとした患者様の移送で、患者様からいろいろと苦情が上がったということが、実は隠れた今後の事故に発展する可能性があるということで、これまでの運営協議会ではそういった議論があって、整備管理責任者と苦情処理責任者とを分けたほうがいいですよという議論だったんですね。

【委員】 このヒヤリハットの一覧というのは、非常に私も面白く読ませていただきました。これが一つの組織に上がってきたというか、体験されたことが皆の共有知識になっていくというのは、とても重要な、学び合う意味でも重要だと思います。

だから、苦情処理やそういう形でお互いのこれからの要望につながっていくというのは重要だと思います。ただ、組織の内部の何か人名まで上げてするのは、少し無理があるような気もいたします。だから、私はむしろ委員がおっしゃった無理のない方向で御検討いただくという辺りで止めるので、いかがでしょうか。難しいですか。

【会長】 いかがですか。

委員、委員の意見に対していかがでしょうか。

【委員】 委員、ミュートになっているようです。お願いします。

【委員】 私に聞いているわけじゃないんですよ。全ての委員に聞いているんですよ。すいません。ちょっと私は。

【会長】 そうですか。

委員、いかがですかね。

本来分かれたほうがいいんでしょうけど、なかなか人数が少ない、それから医療法人の中でやっている人たちが4人しかいないという中で、看護部長さんにもお出まし願っているというところですけども、どうなんですかね。

【委員】 ですから、それだけ忙しい組織ということであれば、運行管理者が受けてメモを忘れちゃったら、それで終わっちゃうんですよ。でも、違う人が受けていれば、あれどうなったのという形になるんで、今聞くと何か物すごい忙しい組織ですよ。4名中2人は経理で、ちょっとそういうことはできませんと。そうすると、人というのは忘れちゃうことが前提にあるんで、相互連携というのはあるんで。

ですから、少なくとも看護部長宛てに電話のメモがありました。苦情とかとなっていれば、あれどうなったのというフィードバックとかはできるんで、実務の実際として。

ですから、そこまで介入していいんですかというのは、まさにおっしゃるとおりという形なんですけど、委員のおっしゃっている未然に事故を防ぐという形からすると、それだけ忙しいと運行管理者も忘れちゃう可能性もあるかもしれないんで、ところが、もう一人電話で、メモが入るだけでもいいと思うんですけども、あれどうなったのという形になれば、毎日苦情が来るわけじゃ多分ないと思うんで、多分1月に1回とか2か月に1回とか、1年に1回という形であれば、私としては委員の御意見のほうは、運輸支局さんのほうはそこまでやる必要ないですよという形はあるかもしれないんですけど、頻度等を考えたら、そういうふうになるのが、理想ですよ、理想かなと思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

そうしましたら、大日会さん、いかがですかね。

確かに、そんなに頻度が、苦情が来るわけじゃないんですけども、来たときには確かに忘れないようにという形で分けておいたほうがいいよという御指示もあるので、あんまりがちがちに考えるというよりは、ぜひここは御協力というか要請ですけども、ぜひお二人の委員の意見を踏まえていただけるといいかなと思うんですけど、いや、無理ですよみたいなところはあります。

【医療法人社団 大日会 太陽こども病院】 前向きに検討させていただきますので。

【会長】 よろしくをお願いします。

【昭島市】 昭島市です。

ちょっとこの質問もあって、事前に確認はしていたんですが、現在のところ苦情は1件もないという状況にあるようです。苦情がないからいいという話では当然ないので、今、苦情処理体制のところでは運行管理責任者と整備の処理の担当の方が兼務されていますが、そこにもう一人、管理部長の方が入るような形で検討するというところでよろしいですかね。

【会長】 そうですね。別の方のほうがいいと思うんです。

なおかつ、私も医療系にいたので分かるんですけども、苦情の処理を事務長さんがやられているというのは、通常病院だとそうなんですよね。看護のところには苦情と言えないような苦情が年がら年中来るんですけども、トータルで本当に苦情としてきっちり処理するためには、やっぱり事務の方で対応していくという、そこも分けなきゃというところがあって、その流れの中で、多分今回の苦情の対応も事務長さんがやっておられると思います。

運行管理者というのも、やっぱりほかに人がいないと事務長さんがやらざるを得ないところで、私としては、何か分かるなというところはあるんですけど、ぜひ管理部長さんみたいな方が別途いるのであれば、その方にも事務分担をしていただいて、やっぱり相互にお互い気づくような体制が望ましいというのがありますので、ぜひ前向きにお願いしたいと思います。こんな流れでよろしゅうございましょうか。

【委員】 私も、よろしくそれをお願いします。

私は、今回意見提起したのは、福祉有償運送って今から10年ほど前に出発したんでしょうかね。大きな事故がないもんで、国民の信頼を得てきたんですよね。そういったところでは、この運営協議会って非常に重要なもので、運営協議会の協議の中で、ある一定こういった議論をしていかなくちゃいけないんじゃないかなと私は思っています。それは福祉有償運送が今後とも発展するために、国民の信頼を得るというところの観点から、安全性の担保は重要だと思っておりますので、こういった議論をさせていただきました。以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 委員も委員もよろしゅうございますでしょうか。

【委員】 よいと思います。ありがとうございます。

【委員】 大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに手が挙がってらっしゃる方はいらっしゃいますか。

(挙手する者なし)

大丈夫ですね。

例の定款の変更については提出条件ですけど、もう一つについての苦情処理と運行管理の責任者については、ぜひ前向きに頑張ってくださいということで、地元市さんの御指

導も期待しながら、それを結果両方ともよければというか、また何かちょっと難しいところがあれば運営協議会の皆さんにも御相談しますし、大丈夫だったら事後報告ということになると思いますけれども、そんな流れで、今日御理解いただいた範囲で動くようにいたします。

次、No. 3について事務局より事前質問の説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、No. 3について説明いたします。

No. 3、八王子保健生活協同組合に対しての質問は11点で、委員から8点、委員から3点です。

内容及び回答は画面共有のとおりです。以上です。

【会長】 質問が多くて画面に一覧性がないので、質問の答えを読み上げていただけますか。

誰からの質問と言わずに、No. 1です。車両年数は10年以上、または走行距離が長い車両の調子について教えてください。答え、問題が発生したと思われるところを整備しています。こんな感じで、No. 2以降を。

該当の市、もしくは当該団体から質問について回答するということがあったんですね。ごめんなさい。読み上げということじゃなくて。

じゃあ、お願いします。

【事務局】 八王子市様、いかがでしょうか。

八王子市様か、もしくは八王子保健生活協同組合から御回答いただければ幸いです。

【八王子市】 八王子市です。

すみません、何について回答するということでしたか。ちょっと音声は今途切れていたのでしょうか。ちょっと質問が分からなかったんですが。

【事務局】 画面共有しております質問の1番目からそれぞれ回答いただければと思います。

【八王子市】 回答は基本的にこの記載のとおりなんですけど、それにさらに追加ということでしょうか。

【事務局】 そうですね。

ちょっと件数も多いので、ちょっと画面的に小さくなってしまう委員の方もいらっしゃいますので、申し訳ございませんが、質問事項に対する回答を、特に補足する部分がなければ読み上げるだけで結構ですので、回答お願いいたします。

【八王子市】 分かりました。じゃあ、一旦読み上げます。

No. 1は、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子について教えてください。

回答としては、問題が発生したと思われるところを整備しています。

No. 2は、75歳以上の運転者の方に注意喚起していることはありますか。ある場合は、

どのような内容か教えてください。

回答としては、八王子市の健康診断の結果を報告していただいています。初めての利用者宅には事前に実踏をしています。

No. 3は、アルコール検知器で反応された運転手はいますか。

回答としては、いません。

No. 4、運賃比較表のデータが古いため、最新情報に修正してください。

承知しました。

No. 5、持込み車両があるにもかかわらず、使用権限欄が空欄になっているため、修正してください。

承知しました。

No. 6、運送対象者が減った理由を教えてください。

回答は、運転手不足により新規利用会員を抑制しています。

No. 7、平成14年7月、平成15年9月登録の車両の調子について教えてください。

回答としては、MRワゴンは問題なし、ワゴンRは修理しながら使っています。

No. 8、運転手が高齢ですが、特に気をつけていることはありますか。ある場合はどのような内容か教えてください。

回答は、80歳近い人は緊急時にしか動かず、何回か行った経験のあるところにはしか行きません。

No. 9、利用者と運転者が減った理由を教えてください。

回答は、運転者については、日本社会が高齢者の労働力を動員しており、定年を過ぎても働くことが当たり前となっていることにより、ボランティアで運転手となってくれる人がほとんどいないためです。利用者の減少については、No. 6のとおりです。

No. 10、既存の運転者の年齢が高いように思いますが、今後増やしていく予定はありますか。

回答は、いつもボランティアドライバーを探しています。

No. 11、市に対して、運転者を増やすサポートについて、団体に対してできることや考えていることはありますか。

回答は、運転協力者講習会が実施される際の周知等を行っています。以上です。

【会長】 ありがとうございました。

委員の皆様から再質問とか、これよく分からなかったよというようなことがあれば、どうぞ。

【委員】 ヘルプ協会たちかわの委員です。

すみません、11番の質問なんですけれども、その回答として、運転協力者講習会が実施される際周知等を行っていますということなんですけれども、誰に対して周知を行っているのか。市民に対して周知を行っているのか、それとも団体さんにファクスだとかメールで、こういう研修会があるよというようなお知らせを流しているだけなのか、そこら辺い

かがでしょうか。

【八王子市】 八王子市です。

対象としては団体の方になります。メールで転送をして、八王子市に登録が11団体、福祉有償の団体さんがありますので、そちらの団体さんにメールでお送りしているという状況です。以上です。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかに。

委員、いかがでしょうか。

【委員】 一応これ承知しましたじゃあ実は何もなっていないくて、その訂正した資料が出ないと意味がないんじゃないですかというところなんですよ。承知しましたじゃなくて、つまり申請書ですよ。そのときに承知しましたじゃなくて、こう変えましたですよ。その添付があるというのが普通の考え方だと思うんですけど、いかがでしょうか。

【会長】 これは、変更された書類というのは出てきているんでしょうか。事務局のほうにお伺いします。

【事務局】 まだ書類は出ていません。以上です。

【会長】 これも書類が出されるのが前提で審議いただくということですよ。

【委員】 ですが、それが普通はこの場に出ていないと審理できないで終わりなんですよ。

【会長】 そうですね。

【委員】 厳密に言うと。アウトとなっちゃうんですよ、本来。

【会長】 はい。

【委員】 だって、それを比較してやるわけじゃないですか。ただ、軽微な、軽微とは言わないですよ。タクシーのほうは値上がりしているから、そういう意味では今回に関しては問題がないんで、ですから、さっきの条件じゃないですけど、申請書、今この場に出ないのに審議しろというのは厳密に言うと無理ですけど、意地悪する気は全くないんで。

ですから、それをきちんと出すことを条件にということと、あと何で私がこの車でというのは、結局、高齢者が古い車を運転していると調子が悪くなっているのを知らずに、いきなり搬送中にばんと止まっちゃうことがあるんですよ。ですから、直しながら使っているというのは結構危険で、タクシーの場合は整備点検とかきちんとしているから問題ないんですけども、この直し直し使っている車というのは、いつどういことが起きるかというのは、ディーラーの車検点検とかすると、将来壊れそうなところまでも全部換えちゃうというやつもあれば、壊れたところを直していくというので、どちらも正しいんですけど、ただ高齢の方がこんな形で運転しているのは危険かなと思ひまして、それでここまでしつこく聞いているというのがその意味なんですよ。

ですから、もう20年もたっちゃっている車というのは、結構部品はまだ残っている可能性はあるかもしれないんですけどというのがあって、ただ今買えという、そういうこと

もちょっと違うかなという気もするんで、そののところ。例えば極端な場合、この古い車は異音が生じたとかしなかったとか、そんなのも運送が終わったときに工夫していただくとか、何かそんなのをちょっとしていただければと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

古い車両の整備の部分について、プラスアルファでちょっとそこは配慮するみたいなどころというのは、できませんかね。今もやっているかもしれませんが、特に注意して車両の点検ですとか整備の状況、要は、今委員がおっしゃったように、異音が生じたり、ちょっとおかしいなというときには、そのままにせずに必ず点検をするというようなことを配慮する、今もしていられるかもしれませんが、そこを再確認した上で協議というか、了解していくという流れにしたいんですけど、現実にはこちらの団体さん、いかがですか。1つのほうは問題なしで、もう一つは修理しながらということで回答されていますけど、車に対しては結構気を使ってやってらっしゃるのでしょうか。

【八王子保健生活協同組合】 整備の担当と運行管理についての担当と申しますが、私が花束の会の代表を務めているんですけども、車のことに関して言うと、MRワゴンに関しては物すごく丁寧に使っていた車で、ほとんど私が引き取って使うことになったときに、これはもう十分まだ安全に乗ることができるということで、それを使用しています。ただMRワゴンは、いずれにせよかなり古いので、ほとんど今、運転手不足のこともあって、月に2回か3回ぐらいしかMRワゴンは使っておりません。

もう一つのワゴンRの車椅子専用の、車椅子でしか乗れないような状態になっている荷台の車なんですけれども、このワゴンRに関しては非常に貴重な車で、この仕様の車ってもうないんですね。生産されていないんです。したがって、これは何としてでも維持したいということで使っておりますが、これに関しては何度も、ちょっとトラブルしたのは、スターターのときにアース不足でもって、なかなかスターターがよく働かないというようなことがあったときに、これは徹底的に修理をして、アース線を全部引き直すということをやりました。

私は、2級ガソリンと電装整備の資格を持って長い間修理を経験してきた、修理業界で生きてきた者ですので、そういう点では、ちょっとしたトラブルについて運転手さんから、この点ちょっと気になるとか、この点気になるとか言われたときには、その度に全部点検して整備するようにしております。

これからも、いよいよ駄目になる車に関しては取り替えるということでしておりますので、古い車に関しては順次廃車していく予定であります。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

今の状況について、いかがでしょうか。私的にはよく分かったということだと思うんですけど、委員、いかがですか。

【委員】 実は、高齢の方というのは、ふだん想定していないことが起きちゃうと、上がっちゃったりとかテンパっちゃったりするという傾向があるんで、よりそうなのを事前に

できるのであればという形の、それでちょっと事前予防の観点からちょっとどうなのかなと。ですから、急に動かなくなっちゃったって、普通だったら大丈夫なんですけど、今みたいに暑いときにスターターがかかなくなっちゃって、そうすると5分もしないうちに車の中が暑くなっちゃって、熱中症リスクが始まっちゃうんですね。

ですから、今、外の、うちのタクシーとか動いていますけれども、もうバス停に行くと、タクシーが来たらもうあと5分でバスが来るのに、もう待ってられない。スターターとかが壊れちゃうと、変な話、エンジンがかからないんで、すると中は物すごい灼熱になっちゃうんですね。

代車とかそういうのは、すぐ来られるかとしたときに、タクシーと違って代車が来られない場合、中の、車椅子の方かもしれないですけど、体調管理とかそういうのからしてみると、せっかくこういうのを使っているのは、それで、この暑さとかそういうのもあるんで大丈夫なのかなというのもあったんで、ちょっと質問したという次第です。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

なかなか、壊れるときには壊れるんだろうし、事前に予兆があるばかりじゃないだろうし、ここは何とも言えないので、連絡体制というのは当然携帯を今お持ちの時代ですから、やっておられるとは思いますが、本当に事故のないように、なるべく注意深くということをお願いするしかないのかなというところでもあります。

これについて、承知しました的のところは、ぜひ書類を出していただくということを条件にしながらですけれども、先に協議を進めていきたいと思いますが、ほかにこの団体さんに対しての御意見があればお願いいたします。

いらっしゃいますか。

【委員】 すみません、委員です。

【会長】 どうぞ。

【委員】 今、座長がおっしゃられたように、承知しましたのところは2件ありまして、これは、その後、書類を出すことを前提条件として協議成立ということで理解してよろしいのでしょうか。

【会長】 はい。

申請団体さんも、それで大丈夫ですか。

【八王子保健生活協同組合】 はい。大丈夫です。

【会長】 ありがとうございます。

島津先生、以上です。

【委員】 はい、分かりました。

【会長】 ほかに意見はいかがですか。

【委員】 すみません、よろしいでしょうか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 委員のところでも質問があって、私も質問させていただいているところなんで

すけれども、利用者ですよ、減っている理由については、ドライバー不足で新規の利用者の方が受け入れられないからという御説明なんですけれども、その会員登録の依頼を受け入れられない場合には、その利用者の方について何かフォローとかされていますでしょうか。

【会長】 どうぞ。

【八王子保健生活協同組合】 会員登録に関しては、できる限り自分で移動できるような能力を持っている方をわざわざ会員にするということにはしないようにしております。というのは、結局、公共交通を使って自分で頑張って行けることは行けるような人については、申し訳ないんですけれども、できる限り自力で移動してくださいというふうにお願いして、会員登録については断っております。どうしても我々が動かなければならないような状態の人に関しては、会員登録を認めております。そういうこととしてやっております。

あともう一つは、実際に全体的に会員が、利用者が減ってきたということについての大きな理由は、恐らく、これははっきり答えが出ていないんですけれども、どうしても1人しかドライバーさんがいないとか、2人しかいないとかということについては、申し訳ないけれども、何しろ担い手がいないんですということでもって断る場合があるんですね。

断ることがあることによって、あそこは使いにくいんだというようなことで、だんだん申込みをかなり選別して、例えば何月何日に使いたいんですけれども、できるでしょうかという問合せが多いです。この頃は。そういう形で利用者との間で、かなり心苦しいんですけれども、できないものはできないというふうにして断ることがあったので、だんだん使いにくいのかしらねというのがあったと思います。

あともう一つは、何しろ運転手の人、担ってくれる人が本当にいないんです。できる限りやっていきたいと、現有勢力でやっていきたいと思うんですけれども、何しろ今のお金のことなんですけれども、対価を得るということについて言えば、最低賃金に近いようなお金を対価として支払うということについては、ボランティアさんに対して払うということは絶対できない。

結局何かというと、実際に、ぶっちゃけた話、事務所番の人が1時間300円ぐらいです。ドライバーさんに関しては、1時間、時間にしてですと200円ぐらいにしかありません。それでもって辛うじてやっている団体ですので、なかなかもう本当に利用者がどんどん来たのに要望に応えられなくて、かつかつやっているという状態に陥っております。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

厳しい状況ということでございますかね。

私のいる神奈川の地域でも運転者が減ってきて、やっぱり会員をお断りしていく。お亡くなりになる方もいらっしゃる中で、新規の会員を遠慮させていただいているというような状況もあるようですけれども、中には別の団体を紹介するというようなところもあるやに聞いていますけど、委員、どうなんですかね。委員のところは御紹介したりしながら、

会員数、やりくりというか、あんまり急激に減らないようにとか、そういうことというのはNPO同士でやったりしているのでしょうか。

【委員】 法律が整備される前、2006年より前にはそういう動きもしていたんですけども、やはり現状、区域の問題がありまして、立川市内で運行を行っているのは当法人だけになってしまっていて、紹介したくてもなかなか紹介できないというような状態になっております。ですので、タクシーのほうを紹介したりだとか、あと介護タクシー、そういったものを紹介させていただきながらやってはいますけれども、でも、やはりそのニーズに応え切れていないというか、全て受けられない状態は立川のほうでも続いている状態ですね。

あと、やっぱりドライバーの話はすごくよく分かる話で、やはり今なかなか担い手が集まらないというのは、やっぱり高齢者の方々も今就労される方が増えてきていて、ボランティアでやってくださる人というのはなかなかいないと。やっぱり懸念されるのは、今後ドライバー不足で団体が弱体化していき、その結果、やはりこういったサービスを、必要な方がサービスを使えなくなってくる。通院もできなくなったり、買物にも行けなくなってくる。そういったところがやっぱり心配されるところではございます。何とかここは、みんなで知恵を絞って対応できればというふうに思っています。

【会長】 ありがとうございます。

ちょっと1つの団体の審査の範疇を超えるようなお話になってしまいましたけれども、審査のほうに戻りたいと思いますが、ほかに御意見とかいかがでしょうか。

どなたかいらっしゃいます。大丈夫。

はい、どうぞ。

【委員】 これは昨年の協議会でもあったんですけど、八王子さんの市報辺りにそういうボランティア募集とか、今まさに委員がおっしゃったように、たしか去年も違う団体の協議会ので、国立の銀星さんがやっぱりそういう募集というので何か手伝えないかという話があって、そうすると市報にちょっと端っこで載っけてあげるとか、そんなのを八王子さんのほうで、やっぱりボランティア募集していますよとか、何かそんなようなお手伝い。

やっぱり今御存じだと思いますけど、この団体ももう10年たっちゃって、ほとんどばたばたとなくなっていて、今委員もおっしゃったような形で、やっぱりこれは存続していただいたほうがいいのか、西東京市のほうはひらけごまさんを除いて結構まだ残っているんですよ。お子さんがちょっと精神的に厳しいという人の通学のとか。ですから、ぜひともこういうのを残したいという観点から、そういうお手伝いを八王子市さんとか、あと社協だよりって必ず出ていると思うんで、そこにちょっとお金を取らないで一回だけ無料で載せてあげるとか、何かそういうようなことはできないでしょうかという、これはちょっと八王子さんについての提案という形になります。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

なかなか即答は難しいと思いますけれども、今の御提案について、八王子市さん、御検

討いただけますかね。

【八王子市】 はい、そうですね。ちょっと検討してみたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

あと、ほかの市町村さんも、ぜひお金のかからないところから始めていただけたらと思いますけれども、ボランティアを募集していくことについて、できることをお願いできたらと思います。

神奈川県の方でも市町村さんが独自に研修会を開いたり、あと、いろんな形でボランティア募集、運転者だけじゃなくて、ほかにもいろんなボランティアがありますから、そういう募集も含めて取組を強めているところもあつたりしますので、ぜひこの運転者のボランティアの募集だけをやると、いろいろということが必ずあるでしょうから、全部込み込みというと、またちょっと薄れちゃうんですけれども、そこは上手に必要なボランティアを募れるような工夫を、それぞれの市町村さんが全然違うやり方で結構ですので、御検討いただければと思います。

委員、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうかね。

(挙手する者なし)

じゃあ、次に進ませていただきたいと思います。

No. 3が以上ですから、続いてNo. 4ですね。

事務局より事前質問の説明、お願いできますでしょうか。

【事務局】 それでは、No. 4について説明いたします。

No. 4、NPO法人地域住民の安全生活応援団に対する質問は、委員からの4点です。内容及び回答は、画面共有のとおりです。以上です。

【会長】 それでは、該当の市もしくは該当団体より、今の質問について回答をお願いいたします。

【八王子市】 では、八王子市のほうから質問事項と回答を読み上げさせていただきます。

No. 1については、車両年数が10年以上または走行距離が長い車両の調子について教えてください。

回答は、年式は古いのですが、走行距離は短いため異常はありません。

No. 2は、75歳以上の運転者の方に注意喚起をしていることはありますか。ある場合はどのような内容か教えてください。

回答としては、75歳以上の運転者はおりません。

No. 3、アルコール検知器で反応された運転手はいますか。

回答としては、おりません。

No. 4、運賃比較表のデータが古いため、最新の情報に修正してください。

承知しました。以上です。

【会長】 最後の最新の情報に修正して下さいは、たしか事務局から修正版が送られて、

もう皆さんのところに行っていますよね。これはさっきの承知しましたとは違って、もう修正されているということで。

委員、いかがでしょうか、この回答。

【委員】 一応内容としてはさっきと同様で、やっぱりそういうのがあった場合、予防の観点からお願いしているという形なので、ここはさっきと違ってちゃんと25日に事務局に修正を送っているという形なので、こういうような形でほかの団体も今後やっていただければありがたいのかなと思っています。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

事務局のほうで引き継ぎ事項というか、事務処理についての考え方について御意見をいただきましたので、以後よろしく願いいたします。

No. 4の団体さんにつきまして、ほかの皆さんからいかがでしょうか。意見がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

(挙手する者なし)

質疑応答がないようですので、委員の皆様からの質問はこれで終了させていただきたいと思えます。

それでは、No. 1からNo. 4の4団体の審査について、協議会として、もちろん提出条件付というところも幾つかございましたけれども、それを含みとして了承するという事でよろしゅうございましょうか。

何かノーということがあれば、挙手をお願いいたします。ノーもしくは意見がございましたら。

大丈夫ですか。

(了の意思表示あり)

ありがとうございます。

皆様から御意見をいただいた提出条件のところはきちんと守らせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

設置要綱第7条の第2項に定める過半数以上の決が取れたということで、協議会として了承を得た旨を可決させていただきます。

皆様の協力によりまして、本日の審議、全て終了いたしました。不慣れな司会で申し訳ございません。

以上をもちまして、次第の4. 議題の(2)運営協議会に協議申請された事項の審査についてを終了いたします。

続いて、次第の5. その他です。

登録団体のヒヤリハット等事例についてでございます。

事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局より報告をいたします。

配付しております資料4、登録団体におけるヒヤリハット等事例一覧表を御覧ください。

こちらは、今年度、各構成市町村に対して調査を依頼し、各登録団体のヒヤリハット事例と移送サービス中にあった軽微な事故の事例について、団体ごとに取りまとめたものでございます。

ヒヤリハット事例につきましては、各団体で様々な事例を挙げていただき、大変参考になるものと考えております。

なお、こちらの資料は、昨年度と同様に運営協議会で報告の後、各市町村へ送付いたしますので、各市町村から各運送運営団体へ情報の提供をお願いしたいと考えております。各団体の全ての具体的事例につきましては、資料の4を御確認いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

そのほか、いただきました協議会に対する御意見等は、確認の上、個別に回答させていただきます。

以上で事務局からの報告を終わります。

【会長】 ありがとうございます。

このヒヤリハット事例というのは、事前に送ってあったんでしたっけ。それとも、今日初めて見るわけじゃなくて。事前にですね。ありがとうございます。

せっかくですから、ヒヤリハット、事前に御覧になったり、今御覧になったりしているかと思うんですけども、何か御意見とかあれば、どうぞ。

なかなか中を見させていただくと、非常に興味深いというか、かなり本当にヒヤリハットなんですね。

大丈夫でしょうか。

【委員】 じゃあ、1点だけ。

【会長】 お願いします。

【委員】 内容としては、こちらの整備、どうもありがとうございました。

何でこれを作ったかというのは、新しく運転手になった方に過去こうだったんだよというのを教訓のときに抜けちゃう場合とかがあるのと、あとこれは他団体でも、ほかの団体でこういうことがあったんですよという形になって、やっぱり普通に気をつけましょうとか、こういうのがありましたよというのがあるんで、それでこの福祉有償運送のこれに関わっている団体さんで一件でも減ればいいかなと思ひまして作っていただきましたんで、これってアップデートはすごく面倒くさいと思うんですけど、やはり今後、協議会ごとにこれがアップデートされていけばありがたいと思ひます。御協力ありがとうございました。以上です。

【会長】 ありがとうございました。

ぜひアップデートをお願いして、たまっていくような形で皆さん共有できるとありがたいと思ひます。よろしくお願ひします。

続きまして、次第の5. その他、(2)その他についてでございます。

委員の皆様、また参加されている方々から何か御意見がございますでしょうか。

委員から事前に協議会の開催方法について発言したいというお話も伺っておりますので、委員からまずはお話しただけですでしょうか。

【委員】 私の声は聞こえていますでしょうか。

【会長】 大丈夫です。

【委員】 はい、ありがとうございます。

先ほど、いろいろと御議論がありましたけど、私は実は運営協議会は前任校の北海道の大学で関わった札幌市運営協議会からずっとこの20年、どこぞかの運営協議会に関わっています。

福祉有償運送というのは大きな事故がなかったということで、20年の間大きな事故がなかったということで、国民から大きな信頼を勝ち得ていると思います。というのは、私はもともと厚生省にいた人間なもので、社会福祉法人や社協の白ナンバーの送迎がありますよね、デイサービスセンターの送迎。あれって時々送迎のワゴン車が横転したりして死傷者が出ちゃった事故もたくさんありましたけれど、福祉有償運送はそういったことを聞いたことがないんですね。報道されたことがない。そういったところでは、運営協議会の充実というのは非常に大切で、福祉有償運送の発展の上からこれからも重要かと思っております。

そこで、コロナ感染症の前は、ずっと東京自治会館で対面方式で運営協議会が行われてきたんですけど、コロナ感染症になってから感染症予防で国の方針に従って、運営協議会もこうやってオンラインでやっていたんですが、昨年、一昨年、古い委員の方が多いので思い起こしてほしいんですけど、今日は数件でしたよね。昨年、一昨年って数十件から四、五十件やりましたよね、4時間以上。そのときのことを思い出してほしいんですけど、私は、今日は十分な議論もできたと思います。新しい座長の下で。いろいろ新しい、隠れた問題点も出てきたと思うんですね。今後の運営協議会では、やっぱり対面方式で行うことが公明正大な議論が行われて、座長としても協議がまとめやすいんじゃないかと考えております。

あともう一つは、運営協議会の中で協議が不成立になったというのも過去に何件かありました。私が座長のときにですね。やっぱり当該の市町村福祉部が困るんじゃないかと思いついて、協議については対面方式で、できるだけ座長も委員の方々、あるいは当事者団体の方々の顔色を見ながら、公明正大に協議を行ってほしいという思いがあります。

そして、稲城市においては、実は私、前任の多摩市からずっと今年度からは対面方式でやってほしいということを要望しておりました。座長としてですね。残念ながら今回はオンライン方式で行われたんですが、猛暑の中で安堵している方もいらっしゃるかもしれませんが、例年は6月にやっていたんですね。コロナ感染症前は6月にやっていました。多少涼しいときにやっていたんですね。工夫はいろいろできると思いますので、ぜひ対面方式を検討してほしいと思います。

多分、多摩地域運営協議会以外の他の審議会等も対面方式でやっているんじゃないかと思うんですね。運営協議会だけオンライン方式というのは、ちょっとどうなのかなという思いがあります。対面方式で行うことによって、質的に安定した協議が今後行えるものと思います。

一応私の意見提言なんですけど、座長におかれては、ほかの委員の先生方ももし御意見があれば、ちょっと聞いていただけますとありがたいと思います。いかがでしょうか。

【会長】 対面についての御提案について意見のある委員は、どうぞ遠慮なく御発言をお願いします。

委員、どうぞ。

ミュートを外して、委員、御発言をお願いします。

【委員】 すみませんでした。

私どもの法人のほうも、コロナ禍以降は総会をウェブ画面でやっていたんですが、2年前からもう対面方式に切り替えております。そういう意味で、今、委員がおっしゃっていただきましたけれども、運営協議会について、そろそろ対面方式でやるべきではないかという意見を私は持っておりました。

そういう意味で、コロナ禍が、また増えたり減ったりというそういうところがあるんですけども、充実した議論をするために、やはり対面方式で今後ある一定の、今年度中なのか、次年度以降なのか分かりませんが、早い段階で対面方式に切り替えていただければいいかなと思います。それだけ事務局のほうの負担というのは大きくなると思うんですが、ぜひ御検討いただければと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。どなたか、自由な御意見で結構です。

どうぞ、いらっしゃいます。

【委員】 よろしいでしょうか。

【会長】 お願いします。

【委員】 私も、委員がおっしゃられたとおり対面に戻していただければというふうに思っております。

私に関わっている運営協議会で、国立市もありますし、日野市もそうなんですけれども、もう既に対面で実施されております。やはり対面のほうが正直発言もしやすいですし、あと意思疎通も取りやすいということがございます。運営協議会の性質上、議論を深めていくということが求められますので、そういった意味でも対面のほうが協議しやすいというふうに思っております。

【会長】 ありがとうございます。

ほかに。遠慮なさらずに。

委員、どうぞ。

【委員】 私も対面のほう賛成ということで、実は西東京市の公共交通会議も、実は今月

開かれて、もう対面でやっています。やっぱりそのほうが、変な言い方ですけど、隣の人と雑談というのもあったりとかして、そこから何かちょっとしたヒントが出てきたりとか、あれってそうなんだっけねとか聞かれたりとか、そういうのがあったりするんですね。

オンラインは、未来志向ですごくいいんですけども、そういうような隣の人と、ふっとあれそうだったっけとか、そういうのがあったりとかするんで、やっぱり新しく意見ができるとか、あと説明するほうも、場合によってはそういうような形とかいうのは分かってくると思うんで、私としても西東京市のほうの福祉有償運送のほうはまだ開かれていないんですけど、公共交通会議とかもそういうような形ですし、あと業界のほうなんかですと、もう今年に入ったらもう総会で全部リアル、リアル、リアルでやってという形になっているんで、ただものすごく、また非常事態宣言とか起きたら、ソーシャルディスタンスは取っておいたほうがいいかもしれないですけど、そういうような意味では、充実した議論をするという意味では対面のほうがいいかなと思います。以上です。

【会長】 ありがとうございます。

委員に賛同する多くの委員の御意見を力強く聞かせていただきまして、ありがとうございます。

【委員】 すみません、委員です。いいですか。

【会長】 はい、どうぞ。

【委員】 まず、今日は委員から本当に福祉有償運送が大事だということを力強く聞いて、私はこれは対面であろうとオンラインであろうと、決して揺るぎないすばらしい御発言だったと思います。まず感謝申し上げます。

それから、今日、委員から利用者さんの目線に立った御質問があつて、私もそれは非常に重要で、せっかく対価が8割までという、ああいうちょっと危ないような、でもそういうことを国がやってきているというのは、やはり非常に今利用者が困っている状況があつて、少しでも改善したいから、恐らくいろいろ対価、料金等々含めて、改善要求をここでやっているんだろうと思います。だから、ちょっと変えれば、もう少し利用者が増えるかもしれない、ドライバーが増えるかもしれないという、そういう見通しが少しでも持てればありがたいと思います。

それで、がらっと変わりました、私自身は利用者の立場なんですね。運転免許は全くないし、それから足に麻痺もありますので。だから、先月の1月31日にそちらで対面で行ったときは必死の思いでした。ちょっと研究で夜中までいろいろやって、次の朝行って、戻ってきたときは本当に疲弊しました。ただ、やっぱりこれは、我々がオンラインでどんどんやっていってしまったら、結局、福祉有償運送も小さくなっていく。つまり、やっぱり本当に必要だけど大変だからって行って閉じ籠もってしまったら、小さくなってしまふ。だから、ユーザーの立場としても頑張って使っていきますので。

あまり、ただ規則として決めないでいただけるとありがたいです。ある場合にはオンライン参加も可能で、だけれども、やはり原則みんなで対面でやりましょうみたいな、その

くらいでいてくださると助かります。以上です。

【委員】 すみません。町田市の運営協議会の例を申し上げますと、町田市はハイブリッド(対面方式・オンライン方式併用)でやっているんですね。町田市はほぼ全員、多くの委員は対面を望んだんですが、一部の当事者の方はオンラインを望んでました。その点なんかも事務局で御検討していただけるとありがたいなと思います。

【事務局】 御意見ありがとうございます。事務局でございます。

今たくさんのお意見をいただきましたので、会長と事務局とで開催のタイミングを見計らって検討のほうをさせていただければと思います。以上です。

【会長】 皆さんの御意見を基に事務局とちょっと相談をしたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。ほかになれば、ここで終了かなと思いますが……。

【委員】 すみません。座長、次回の日程について教えていただけますか。

【会長】 事務局、どうぞ。

【事務局】 皆様、本日はお忙しい中、協議会の運営に御協力いただき誠にありがとうございます。

次回は令和7年1月または2月を予定しております。詳細につきましては、決まり次第、御案内させていただきますので、よろしく願いいたします。

本日、条件付で更新や変更が認められました団体の方とは、事務局として個別に事務手続等の確認を進めてまいりたいと思います。

また、適宜、委員の皆様と共有していきたいと考えております。

それでは、これにて会議は終了となりますので、順次御退室いただければと思います。ありがとうございました。